

足立区社会教育関係団体

補助金審議用資料

平成27年5月8日（金） 14時～

南館6階 教育委員会室

【目 次】

1 足立区社会教育関係団体補助金要綱

- (1)足立区青少年対策事業活動補助金交付要綱（平成27年3月12日付改正） P 1～7
足立区青少年対策事業活動補助金交付要綱 新旧対照表 P 8～11
- (2)足立区民間遊び場設置事業補助金交付要綱 P 12～17
- (3)足立区少年団体事業補助金交付要綱 P 18～19
- (4)足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付要綱 P 20～21
- (5)母の会事業活動補助金交付要綱（平成27年4月1日付改正） P 22～23
母の会事業活動補助金交付要綱 新旧対照表 P 24～25
- (6)足立区立小・中学校P T A連合会補助金交付要綱 P 26～27
- (7)足立区立小・中学校P T A連携事業活動に対する補助金交付要綱 P 28～29

2 足立区社会教育関係団体補助金関連資料 P 30～33

3 足立区社会教育関係団体決算内容（平成25年度～26年度） . . . P 34～40

4 青少年対策地区委員会活動内容等

- (1)青少年対策地区委員会活動内容（例） P 41
- (2)青少年対策地区委員会事業実績数(平成24年度～26年度) P 42

【下線部分】

平成 27 年 3 月 12 日 改正箇所

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域における青少年対策活動を促進するために、区内青少年対策地区委員会（以下「地区委員会」という。）に対して行う補助金の交付について必要な事項を定め、その円滑適正な執行を図るとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は次の事業とし、足立区長（以下「区長」という。）が必要かつ適当と認めたものに補助金を交付する。

(1) 地区活動推進一般事業 次に掲げる事業とする。

ア 青少年の健全育成を目的として実施する事業

イ 勤労青少年を対象とした事業

ウ 青少年をめぐる環境浄化事業

(2) 地区活動推進体育振興事業（地域住民全てを対象とした、各年代からの参加が得られる運動会等のスポーツ振興を目的とした事業（単独主催のほか、合同共催により実施する事業を含む。）であって、別表 1 に掲げるものとする。）

(3) その他区長が特に必要と認める事業

2 前項の事業に係る補助対象経費は、別表 2 のとおりとする。

3 地区委員会の運営に係る経費については、補助の対象としない。

(補助金の交付額)

第 3 条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、別表 1 に定める基準により区長が算定した額とする。

2 補助金は、概算払により交付する。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする地区委員会は、次に掲げる書類をもって区長に申請するものとする。

(1) 青少年対策事業活動補助金交付申請書（様式第 1 号）

(2) 青少年対策事業活動予算見積書（総括）（様式第 2 号）

(3) 青少年対策事業活動予算見積書（事業別）（様式第 3 号）

(4) 青少年対策事業活動計画書（様式第 4 号）

(5) 青少年対策事業活動補助金申請額算出表（様式第 5 号）

(補助金の交付決定及び通知)

第 5 条 区長は、前項の申請書を受理したときはこれを審査し、補助金を交付することが必要かつ適当であると認めたときは速やかに交付額を決定し、青少年対策事業活動補助金交付決定通知書（様式第 6 号）をもって申請者あて通知する。

2 区長は、前項の交付決定にあたり、第 1 条に定める目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第7条 第5条による通知を受けた補助事業者は、青少年対策事業活動補助金交付請求書（様式第7号）を区長に提出する。

(補助金の経理及び調査)

第8条 補助事業者は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならない。

2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日に属する年度の終了後5年間とする。

(決定の取消し)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(指示)

第10条 区長は、補助事業の執行について必要があると認めたときは、補助金の使途について、補助事業者に対し必要な指示を行うことができるものとする。

(決算報告及び実績報告)

第11条 補助事業者が、補助事業を終了したときは、終了後速やかに、次の書類をもって区長に報告しなければならない。

(1) 青少年対策事業活動補助金実績報告書（様式第8号）

(2) 青少年対策事業活動補助金収支決算書（総括）（様式第9号）

(3) 青少年対策事業活動補助金収支決算書（事業別）（様式第10号）

(4) 青少年対策地区活動推進事業実績報告書（様式第11号）

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による決算報告及び実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青少年対策事業活動補助金確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算及び返還)

第13条 前条の通知を受けた補助事業者は、青少年対策事業活動補助金精算書（様式第13号）を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

2 区長は、前条の規定により補助金の額の確定をした場合において、すでに交付された補助金額が補助金確定額を超える場合、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(規則の適用)

第14条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、青少年対策事業活動に対する補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

付 則（25足教子青発第425号 平成25年6月7日子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

付 則（26足教子青発第1723号 平成27年3月12日子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

別表1（第2条関係、第3条関係）

補助金交付額の算定基準

下記（1）の①から③まで及び（2）の④から⑥までに掲げる各種別ごとに算出された額（ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）の合算額を限度として、予算の範囲内で区長が定める額とする。

（1） 地区活動推進一般事業

種 別	金 額
①事業総務費	1 地区当たり年額 19万円
②世帯加算	補助金を申請する年度の4月1日現在における地区町連区域の世帯数に、30円を乗じて得た額
③事業加算	<p>補助金を申請する年度において補助事業者が実施する事業数に、2万5千円を乗じて得た額</p> <p>ただし、事業数は次の基準により算定するものとする。</p> <p>（1） 次の事業は、加算の対象から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 他団体との共催事業イ 他団体が実施する事業に対する後援、協賛等（分担金の拠出等、経費負担を伴うものを含む。）ウ 次表に定める地区活動推進体育振興事業エ 事業の実施のための準備会や実行委員会等、打合せのための会合 <p>（2） 同一年度内において、毎月、毎週毎日その他の周期により反復的・継続的に活動を実施する事業については、活動を実施する日数にかかわらず、当該活動の総体をもって1の事業として算定する。</p>

(2) 地区活動推進体育振興事業

事業区分	事業内容	種 別	金 額
基準A事業	運動会等、複数の種目を当該地域の不特定多数の者を対象として実施する事業	④事業総務費	1事業当たり15万円
		⑤世帯加算	補助金を申請する年度の4月1日現在における地区町連世帯数に、5円を乗じて得た額
基準B事業	特定の種目を事前申込者を対象として実施する事業	⑥事業総務費	1事業当たり9万円

備考 同一年度において、基準A事業又は基準B事業のいずれか1の事業に限り補助の対象とする。

別表2（第2条関係）

補助金の使途を明らかにする
ために、補助対象経費を要綱
上に明示しました。

補助対象経費

対象経費名	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
1 謝礼金	・専門的な知識を有する講師、指導者等への謝礼	・団体内部への謝礼
2 食糧費	・会議、打合せなどに伴う缶飲料代（一人当たり120円を超えないもの） ・事業実施当日の運営スタッフの昼食代（一人当たり800円を超えないもの）	・アルコール代 ・茶菓子代（参加賞・記念品としての茶菓子は、合理的な理由がある場合に限り物品購入費として対象経費とする。）
3 賄費	・事業実施当日の炊き出し用食材 ※但し、炊き出し訓練等の事業の一環として行うものに限る。	
4 物品購入費	・事業実施又は運営に必要な消耗品 ・事業実施当日の参加賞・記念品（缶飲料・茶菓子は、合理的な理由がある場合に限り対象経費とする。）	・お祝い等の目的で特定の個人に贈る贈答品・記念品 ・備品となるような高額な物品
5 印刷製本費	・チラシ、ポスター、資料などの印刷経費 ・コピー代 ・写真現像代	
6 役務費	・郵送料 ・保険料 ・手数料 ・クリーニング代 ・物品などの運搬費用	
7 分担金	・共催事業に伴う分担金 ※分担金の使途については補助対象経費と同じとする。 ※補助対象経費の5割を上限とする。	
8 委託料	・事業実施のための企画運営委託経費 ・舞台設営・撤去等の委託経費 ※補助対象経費の5割を上限とする。	
9 使用料及び賃借料	・会議室使用料 ・有料道路代（事業のため団体で移動する交通費など） ・バス借上げ料（原則として、子どもと保護者を対象とする事業。ただし、子ども	

		もが対象外の事業は、研修を目的としたものに限り対象経費とする。)	
10	工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のための電機、装飾、照明等の工事経費 <p>※事業実施のための一過性の工事に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な設備の工事
11	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のために必要と区長が認める経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇親や娯楽だけを目的とする事業に関する経費 ・周年記念だけを目的とする事業に関する経費

足立区青少年対策事業活動補助金交付要綱 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地域における青少年対策活動を促進するために、区内青少年対策地区委員会（以下「地区委員会」という。）に対して行う補助金の交付について必要な事項を定め、その円滑適正な執行を図るとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第2条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は次の事業とし、足立区長（以下「区長」という。）が必要かつ適当と認めたものに補助金を交付する。</p> <p>（1） 地区活動推進一般事業 次に掲げる事業とする。</p> <p>ア 青少年の健全育成を目的として実施する事業 イ 勤労青少年を対象とした事業 ウ 青少年をめぐる環境浄化事業</p> <p>（2） 地区活動推進体育振興事業（地域住民全てを対象とした、各年代からの参加が得られる運動会等のスポーツ振興を目的とした事業（単独主催のほか、合同共催により実施する事業を含む。）であって、別表1に掲げるものとする。）</p> <p>（3） その他区長が特に必要と認める事業</p> <p>2 地区委員会の運営に係る経費については、補助の対象としない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地域における青少年対策活動を促進するために、区内青少年対策地区委員会（以下「地区委員会」という。）に対して行う補助金の交付について必要な事項を定め、その円滑適正な執行を図るとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第2条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は次の事業とし、足立区長（以下「区長」という。）が必要かつ適当と認めたものに補助金を交付する。</p> <p>（1） 地区活動推進一般事業 次に掲げる事業とする。</p> <p>ア 青少年の健全育成を目的として実施する事業 イ 勤労青少年を対象とした事業 ウ 青少年をめぐる環境浄化事業</p> <p>（2） 地区活動推進体育振興事業（地域住民全てを対象とした、各年代からの参加が得られる運動会等のスポーツ振興を目的とした事業（単独主催のほか、合同共催により実施する事業を含む。）であって、別表1に掲げるものとする。）</p> <p>（3） その他区長が特に必要と認める事業</p> <p>2 前項の事業に係る補助対象経費は、別表2のとおりとする。</p> <p>3 地区委員会の運営に係る経費については、補助の対象としない。</p> <p>（補助金の交付額）</p> <p>第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、別表1に定める基準により区長が算定した額とする。</p> <p>2 補助金は、概算払により交付する。</p>
<p>(補助金の交付額)</p> <p>第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、別表1に定める基準により区長が算定した額とする。</p> <p>2 補助金は、概算払により交付する。</p>	<p>第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、別表1に定める基準により区長が算定した額とする。</p> <p>2 補助金は、概算払により交付する。</p>

(補助金の交付申請)	(補助金の交付申請)	第4条 補助金の交付を受けようとする地区委員会は、次に掲げる書類をもつて区長に申請するものとする。
(1) 青少年対策事業活動補助金交付申請書（様式第1号）	(1) 青少年対策事業活動補助金交付申請書（様式第1号）	
(2) 青少年対策事業活動予算見積書（様式第2号）	(2) 青少年対策事業活動予算見積書（総括）（様式第2号）	
(3) 青少年対策事業活動計画書（様式第3号）	(3) 青少年対策事業活動予算見積書（事業別）（様式第3号）	
(4) 青少年対策事業活動補助金申請額算出表（様式第4号）	(4) 青少年対策事業活動計画書（様式第4号）	
(5) 青少年対策事業活動補助金申請額算出表（様式第5号）	(5) 青少年対策事業活動補助金申請額算出表（様式第5号）	
(補助金の交付決定及び通知)	(補助金の交付決定及び通知)	第5条 区長は、前項の申請書を受理したときはこれを審査し、補助金を交付することが必要かつ適当であると認めたときは速やかに交付額を決定し、青少年対策事業活動補助金交付決定通知書（様式第6号）をもつて申請者あて通知する。
2 区長は、前項の交付決定にあたり、第1条に定める目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。	2 区長は、前項の交付決定にあたり、第1条に定める目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。	2 区長は、前項の交付決定にあたり、第1条に定める目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。
(申請の取下げ)	(申請の取下げ)	（申請の取下げ）
第6条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。	第6条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。	（申請の取下げ）
(補助金の交付請求)	(補助金の交付請求)	（補助金の交付請求）
第7条 第5条による通知を受けた補助事業者は、青少年対策事業活動補助金交付請求書（様式第6号）を区長に提出する。	第7条 第5条による通知を受けた補助事業者は、青少年対策事業活動補助金交付請求書（様式第6号）を区長に提出する。	（補助金の交付請求）
(補助金の経理及び調査)	(補助金の経理及び調査)	（補助金の経理及び調査）
第8条 補助事業者は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならない。	第8条 補助事業者は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならない。	（補助金の経理及び調査）
2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日に属する年度の終	2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日に属する年度の終	（補助金の経理及び調査）
		第8条 補助事業者は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならない。
		2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日に属する年度の終

了後 5 年間とする。 (決定の取消し)	第 9 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還させることができる。 (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき (2) 補助金を他の用途に使用したとき (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき	第 9 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還させることができる。 (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき (2) 補助金を他の用途に使用したとき (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき	了後 5 年間とする。 (決定の取消し)
2 前項の規定は、第 12 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。 (指示)	第 10 条 区長は、補助事業の執行について必要があると認めたらときは、補助金の用途について、補助事業者に対し必要な指示を行うことができるものとする。	第 10 条 区長は、補助事業の執行について必要があると認めたらときは、補助金の用途について、補助事業者に対し必要な指示を行なうことができるものとする。	2 前項の規定は、第 12 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。 (指示)
第 10 条 区長は、補助事業の執行について必要があると認めたらときは、補助金の用途について、補助事業者に対し必要な指示を行なうことができるものとする。	第 11 条 補助事業者が、補助事業を終了したときは、終了後速やかに、次の書類をもつて区長に報告しなければならない。 (1) 青少年対策事業活動補助金実績報告書（様式第 7 号） (2) 青少年対策事業活動補助金収支決算書（様式第 8 号） (3) 青少年対策地区活動推進事業実績報告書（様式第 9 号）	第 11 条 補助事業者が、補助事業を終了したときは、終了後速やかに、次の書類をもつて区長に報告しなければならない。 (1) 青少年対策事業活動補助金実績報告書（様式第 8 号） (2) 青少年対策事業活動補助金収支決算書（総括）（様式第 9 号） (3) 青少年対策事業活動補助金収支決算書（事業別）（様式第 10 号） (4) 青少年対策地区活動推進事業実績報告書（様式第 11 号）	第 11 条 補助事業者が、補助事業を終了したときは、終了後速やかに、次の書類をもつて区長に報告しなければならない。 (1) 青少年対策事業活動補助金実績報告書（様式第 8 号） (2) 青少年対策事業活動補助金収支決算書（総括）（様式第 9 号） (3) 青少年対策事業活動補助金収支決算書（事業別）（様式第 10 号） (4) 青少年対策地区活動推進事業実績報告書（様式第 11 号）

<p><u>通知書（様式第10号）</u>により補助事業者に通知するものとする。 (補助金の精算及び返還)</p> <p>第13条 前条の通知を受けた補助事業者は、青少年対策事業活動補助金精算書（様式第11号）を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。</p> <p>2 区長は、前条の規定により補助金の額の確定をした場合において、すでに交付された補助金額が補助金確定額を超える場合、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p>	<p>通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。 (補助金の精算及び返還)</p> <p>第13条 前条の通知を受けた補助事業者は、青少年対策事業活動精算書（様式第13号）を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。</p> <p>2 区長は、前条の規定により補助金の額の確定をした場合において、すでに交付された補助金額が補助金確定額を超える場合、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p>
<p>第14条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。 (その他)</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、青少年対策事業活動に対する補助金の交付について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第14条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。 (その他)</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、青少年対策事業活動に対する補助金の交付について必要な事項は、別に定める。</p>
<p>付 則</p> <p>この要綱は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成15年11月1日から施行する。</p> <p>付 則（25足教子青発第425号 平成25年6月7日子ども家庭部長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。</p>	<p>付 則</p> <p>この要綱は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成15年11月1日から施行する。</p> <p>付 則（25足教子青発第425号 平成25年6月7日子ども家庭部長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。</p>
<p>この要綱は、決定の日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。</p>	<p>この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則（26足教子青発第1723号 平成27年3月12日子ども家庭部長決定）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。</p>

足立区民間遊び場設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区における民間遊び場（子どもの広場）に対し交付する補助金の運用の細目を定め、もって補助金の円滑・適正な執行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、民間遊び場とは、民間土地所有者の承認に基づき、無償で子どもの遊び場として開設されるものであり、次に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもの広場 33平方メートル以上の面積を有し、2年以上連続して管理委員会の管理運営により、子どもの遊び場の用に供されるものとする。
- (2) 管理委員会 子どもの広場を管理・運営する主体であって、管理委員会の定める会則に基づき、会長・副会長・会計等によって運営されるものとする。
- (3) 幼児のための砂場 3.3平方メートル以上6.6平方メートル以下の面積を有し、6か月以上連続して幼児の砂遊びの用に供されるものとする。
- (4) 設置者 幼児のための砂場を設置・管理する者とする。
- (5) 責任保険 子どもの広場内で発生した事故に伴う損害賠償を担保するもので、当該子どもの広場の代表者が被保険者かつ契約申し込み者となるもので、1年以上契約を継続する次のものとする。
ア 施設賠償責任保険で、管理責任を担保するもの
イ 子どもの広場の保険を目的とするもの
ウ 保険金額が1人1千万円、1事故5千万円以上のもの

(新設条件)

第3条 各民間遊び場新設は次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 子どもの広場
ア 土地所有者の無償使用の承認があること。
イ 管理委員会が組織されていること。
ウ 当該子どもの広場が原則として公園等から250メートル以上離れていること。ただし、ここでいう公園等とは、同一の機能、同一の利用条件を有するものとする。
エ 宗教法人の設置及び管理によるものではないこと。
- (2) 幼児のための砂場
ア 土地所有者の無償使用の承認があること。
イ 交通事故の危険性がはなはだしいところに位置するものでないこと。

(補助金額)

第4条 民間遊び場に係る事業（以下「補助事業」という。）に対する補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(補助対象)

第5条 補助金を申請できる者は、次に定める補助事業者とする。

- (1) 子どもの広場 当該子どもの広場の管理委員会会長又は代表者
- (2) 幼児のための砂場 当該幼児のための砂場の設置者
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 子どもの広場設置事業
 - ア 民間遊び場（子どもの広場新設）補助金交付申請書（様式第1号～（1））
 - イ 代表者届（様式第2号）
 - ウ 管理委員会会則（様式第3号）
 - エ 子どもの広場管理委員会歳入歳出予算書（様式第4号）
 - オ 子どもの広場管理委員会年間事業計画書
 - カ 土地使用承諾書の写
 - キ 当該遊び場の土地の公図の写
 - ク 当該遊び場完成予定図（平面図）
- (2) 子どもの広場の補助事業を継続する場合
 - ア 民間遊び場（子どもの広場）管理運営費補助金交付申請書（様式第1号～（2））
 - イ 子どもの広場管理委員会歳入歳出予算書（様式第4号）
 - ウ 子どもの広場管理委員会年間事業計画書。
ただし、代表者又は役員、若しくは管理委員会会則の変更を伴う場合は、それぞれ代表者届、管理委員会会則等を提出するものとする。また、土地所有者に変更のあつたときは、新土地所有者の土地使用承諾書の写及び土地所有者変更届を提出すること。
- (3) 子どもの広場のフェンス設置事業を行う場合
 - ア 民間遊び場（子どもの広場）フェンス等設置補助金交付申請書（様式第7号）
 - イ 土地所有者承諾書（様式第8号）
 - ウ フェンス等設置設計図・工事見積書等関係書類
- (4) 幼児のための砂場を新設する場合
 - ア 民間遊び場（幼児のための砂場新設）補助金交付申請書（様式第1号～（3））
- (5) 幼児のための砂場へ砂を補充する場合
 - ア 民間遊び場（砂の補充）補助金交付申請書（様式第1号～（4）ただし、幼児のための砂場補助事業をすでに行っている者に限る。）

(決定通知)

第7条 区長は、補助金の交付申請があったときは申請書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定通知書を受けた者は、区長に請求書を提出する。ただし、子どもの広場フェンス等設置事業については、補助金確定通知書を受けた後に区長に請求書を提出する。

(承認事項)

第9条 補助事業者は、次に該当する場合はあらかじめ区長の承認を得なければはならない。

- (1) 補助事業の中止をするとき。
- (2) 補助事業の廃止をするとき。
- (3) その他、補助事業の継続にいちじるしい変更をしようとするとき。

なお、民間遊び場（子どもの広場）を廃止したとき又はフェンス設置の改修・取り壊しの必要が生じたときは、設置事業者の負担で行うものとする。

（事故報告）

第10条 民間遊び場内で、子どもの事故が発生した場合、その状況を書面をもって区長に、報告しなければならない。

（遂行命令等）

第11条 区長は、調査等により補助事業が補助金交付の決定内容又は、付した条件に従つて遂行されていないと認めたときは、当該補助事業者に対し、これに従つて補助事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 補助事業者が前項の命令に違反したとき区長は補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、民間遊び場補助事業が完了したとき及び補助事業が完了しない場合で、会計年度が終了したときは、次に掲げる事項を記載した実績報告書を区長に提出しなければならない。また、第9条に定める民間遊び場の廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。ただし、民間遊び場中幼児のための砂場の設置者は、責任保険の契約報告書及び歳入・歳出決算書に替え、砂の補充完了報告書を提出しなければならない。

- (1) 利用状況等の報告書（様式第5号～（2））
- (2) 責任保険の契約報告書（様式第5号～（3））
- (3) 歳入・歳出決算書（様式第5号～（1））
- (4) フェンス等設置報告書（様式第9号）

（決定の取消）

第13条 区長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) その他、補助金等の交付の決定内容又はこれに付した条件若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により、補助金等の交付の取り消しをした場合は、速やかにその旨を補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第14条 区長は、前条の規定により、取り消しをした場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類・帳簿の整理保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後一年間保管しなければならない。

(規則の適用)

第16条 この要綱に定めない事項については、足立区補助金等交付事務規則(昭和50年足立区規則第6号)を適用する。

(雑則)

第17条 会計年度はその年の4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了するものとする。

2 この要綱に定める補助事業に関連する申請書等は、別記様式によるものとする。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 子どもの広場

区分	補助金	
	補助対象面積(単位m ²)	金額(円)
設備費	33～100	173,000
	101～500	208,000
	501～1,000	259,000
	1,001～1,500	311,000
	1,501～2,000	362,000
	2,001～3,000	415,000
	3,001～4,000	467,000
	4,001～	518,000
管理運営費	33～100	101,000
	101～500	115,000
	501～1,000	130,000
	1,001～1,500	158,000
	1,501～2,000	187,000
	2,001～3,000	216,000
	3,001～4,000	230,000
	4,001～5,000	245,000
	5,001～7,000	259,000
	7,001～10,000	274,000
、	10,001～	288,000
賠償責任保険料	補助対象面積×0.1×28(円)	

※設備は新設初年度1回限りとする。

(2) フェンス等設置

区分	補助金額
フェンス等設置	1箇所 300万円限度

(3) 幼児のための砂場

区分	補助金	
	規模(単位m ²)	金額(円)
砂場設置	3.3	10,000
	6.6	20,000
砂の補充	3.3	3,000
	6.6	6,000

(4) 補助割合

補助申請月	補助金交付割合
4・5・6月	交付要綱に定める割合
7・8・9月	交付要綱に定める額の75%
10・11・12月	交付要綱に定める額の50%
1・2・3月	交付要綱に定める額の25%

(5) 補助金返還割合

ア 当該年度の途中において補助事業の廃止又は変更があった場合、別表(1)の管理運営費の返還については次によるものとする。

廃止月	補助金返還割合
4・5・6月	交付補助金額の75%
7・8・9月	交付補助金額の50%
10・11・12月	交付補助金額の25%
1・2・3月	交付補助金額の0%

足立区少年団体事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における少年団体活動を促進させるため、足立区少年団体連合協議会に対しておこなう補助金の交付について必要な事項を定め、もって円滑で適性な施行を図ることにより青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(対象事業)・

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる少年団体活動事業とする。

- (1) 少年団体の活動強化に関するもの
- (2) 団体指導者の養成並びに研修に関するもの
- (3) 少年団体が実施する行事
- (4) その他、区長が必要かつ適当と認めるもの

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は予算の範囲内において区長が算定した額とする。

(補助金の執行基準)

第4条 補助金の執行にあたっては、次の基準を厳守するものとする。

- (1) 少年団体活性化事業助成
- (2) 団体指導者養成研修・行事開催等の少年団体活動
- (3) 広報紙の発行および指導者研修等の各種事務局活動

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する際には、少年団体事業補助金交付申請書（様式第1号）に掲げる書類を添え、区長に申請するものとする。

- (1) 団体収支予算書 (様式第2号)
- (2) 事業計画書 (様式第3号)
- (3) 構成団体名簿 (様式第4号-1)
- (4) 会則

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 区長は、第7条の申請書を受理したときはこれを審査し、補助金を交付することが必要かつ適切であると認めたときは、すみやかにその交付額を決定し、少年団体事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金を受ける際には、少年団体事業補助金交付請求書（様式第6号）により区長に請求するものとする。

(決定の取消)

第8条 区長は、補助金を他の用途に使用したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(指示)

第9条 区長は、補助事業の執行について必要があると認めたときは、補助金の使途について必要な指示をおこなうことができる。

(実績報告)

第10条 補助該当年度が終了したときは、足立区補助金等交付事務規則第11条の定めるところにより、5月31日までに少年団体事業補助金の決算および事業報告について（様式第7号）に次に掲げる書類を添え、区長に報告するものとする。

- (1) 収支決算報告書 (様式第8号)
- (2) 事業実績報告書 (様式第9号)
- (3) 会議実績報告書 (様式第10号)
- (4) 構成団体名簿・助成一覧 (様式第4号-2)

(補助金の経理)

第11条

- (1) 補助金の交付を受けた後は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならない。
- (2) 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日に属する年限の翌年から5年とする。

(規則の適用)

第12条 この要綱に定めのない事項については東京都足立区補助金交付事務規則を適用する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年6月15日から施行する。

付 則（20足教生青発第18号 平成20年4月1日生涯学習部長決定）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童生徒が珠算などの計算を通じ、理数に関する資質や能力、集中力や基礎学力の向上に寄与し、かつ一般区民を対象とした珠算文化の継承と学習の裾野を広げ、区民のふれあい、絆を深めることで生涯学習の一つとして寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、足立区民ふれあい計算フェスティバル実施事業として足立区珠算教育振興会が行う大会であって、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 足立区に在住、在勤又は在学する者が、個人又は団体で参加するものであること。
- (2) 大会の趣旨、方法等について、区長が適正と認めたものであること。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、区長が交付を必要と認め算定した額とする。ただし、75万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる書類をもって事前に申請をするものとする。

- (1) 足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 足立区民ふれあい計算フェスティバル収支予算書（様式第2号）
- (3) 足立区民ふれあい計算フェスティバル事業計画書（様式第3号）
- (4) 会則
- (5) 役員及び実行委員名簿

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 区長は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、補助金を交付することが必要かつ適当であると認めたときは、すみやかにその交付額を決定し、足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付決定書（様式第4号）により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付請求書（様式第5号）により、足立区会計事務規則第89条第2号により前金払いとし、区長に請求するものとする。

(決定の取消し)

第7条 区長は、交付決定者が補助金を他の用途に使用したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 交付決定者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ取下届を区長に届出しなければならない。

(指示)

第8条 区長は、補助事業の執行について必要があると認めるときは、補助金の使途について必要な指示を行うことができる。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が終了したときは次の書類をもって区長に報告しなければならない。

(1) 足立区民ふれあい計算フェスティバル収支決算報告書（様式第6号）

(2) 足立区民ふれあい計算フェスティバル事業実績報告書（様式第7号）

(補助金の経理)

第10条 交付決定者は、收支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるように整備しておかなければならぬ。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日が属する年度の翌年から5年とする。

第11条 区長は、必要に応じ、事業の実績、帳簿、証拠書類等を監査することができる。
(規則の適用)

第12条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（22足教生青発1118号 平成23年3月25日生涯学習部長決定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この要綱は、地域における非行防止及び社会環境の浄化を目的として、青少年対策の諸事業を促進するため、足立区内 4 地区の母の会に対して行う補助金の交付について必要な事項を定め、その円滑な執行を図り、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業であつて区長が必要と認めるものとする。

- (1) 青少年対策に関する事業
- (2) その他区長が特に必要と認める事業

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、年額 60,000 円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする母の会は、次に掲げる書類をもって申請するものとする。

- (1) 母の会事業活動補助金申請書（様式第 1 号）
- (2) 歳入・歳出予算書（様式第 2 号）

(補助金の交付の決定及び通知)

第5条 前条の申請書を受理したときは、これを審査し、補助金を交付することが必要かつ適切であると認めたときは、速やかにその交付額を決定し、母の会事業活動補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により当該母の会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金を受けるべき母の会から、母の会事業活動補助金交付請求書兼口座振替依頼書（様式第 4 号）を提出させた後、交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 補助金を受けた母の会が補助金を他の用途に使用したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(指示)

第8条 補助事業の執行について、必要があると認めたときは、補助金の使途について必要な指示を行うことができるものとする。

(実績報告)

第9条 補助金を受けた母の会が、補助事業を終了したときは、その日から 2 か月以内に次の書類を提出するものとする。

- (1) 母の会事業活動補助金収支決算書（様式第 5 号）
- (2) 母の会事業活動実績報告書（様式第 6 号）

(補助金の経理)

第10条 補助金の交付を受けた母の会は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならない。

2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日の属する年度の翌年から5年とする。
(規則の適用)

第11条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（17足教青発第1498号 平成18年3月10日教育事業担当部長決定）

この要綱は、平成18年3月10日から施行する。

付 則（26足教青発第1672号 平成27年3月3日子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

母の会事業活動補助金交付要綱 新旧対照表

	改 正 前	改 正 後
母の会事業活動補助金交付要綱	母の会事業活動補助金交付要綱	母の会事業活動補助金交付要綱
(目的)	(目的)	(目的)
第1条 この要綱は、地域における非行防止及び社会環境の浄化を目的として、青少年対策の諸事業を促進するため、足立区内4地区の母の会に <u>対しておこなう</u> 補助金の交付について、必要な事項を定め、その円滑な執行を図り、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、地域における非行防止及び社会環境の浄化を目的として、青少年対策の諸事業を促進するため、足立区内4地区の母の会に <u>対して行う</u> 補助金の交付について必要な事項を定め、その円滑な執行を図り、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、地域における非行防止及び社会環境の浄化を目的として、青少年対策の諸事業を促進するため、足立区内4地区の母の会に <u>対して行う</u> 補助金の交付について必要な事項を定め、その円滑な執行を図り、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。
(対象事業)	(対象事業)	(対象事業)
第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業であつて区長が必要と認めるものとする。	第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業であつて区長が必要と認めるものとする。	第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業であつて区長が必要と認めるものとする。
(1) 青少年対策に関する事業	(1) 青少年対策に関する事業	(1) 青少年対策に関する事業
(2) その他区長が特に必要と認める事業	(2) その他区長が特に必要と認める事業	(2) その他区長が特に必要と認める事業
(補助金の交付額)	(補助金の交付額)	(補助金の交付額)
第3条 補助金の交付額は、 <u>年額70,000円</u> とする。	第3条 補助金の交付額は、 <u>年額60,000円</u> とする。	第3条 補助金の交付額は、 <u>年額60,000円</u> とする。
(補助金の交付申請)	(補助金の交付申請)	(補助金の交付申請)
第4条 補助金の交付を受けようとする母の会は、次に掲げる書類をもつて申請するものとする。	第4条 補助金の交付を受けようとする母の会は、次に掲げる書類をもつて申請するものとする。	第4条 補助金の交付を受けようとする母の会は、次に掲げる書類をもつて申請するものとする。
(1) 母の会事業活動補助金申請書（様式第1号）	(1) 母の会事業活動補助金申請書（様式第1号）	(1) 母の会事業活動補助金申請書（様式第1号）
(2) 岁入・歳出予算書（様式第2号）	(2) 岁入・歳出予算書（様式第2号）	(2) 岁入・歳出予算書（様式第2号）
(補助金の交付の決定及び通知)	(補助金の交付の決定及び通知)	(補助金の交付の決定及び通知)
第5条 前条の申請書を受理したときは、これを審査し、補助金を交付することが必要かつ適切であると認めたらときは、すみやかにその交付額を決定し、母の会事業活動補助金交付指令書（様式第3号）により当該母の会に通知するものとする。	第5条 前条の申請書を受理したときは、これを審査し、補助金を交付することが必要かつ適切であると認めたらときは、速やかにその交付額を決定し、母の会事業活動補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該母の会に通知するものとする。	第5条 前条の申請書を受理したときは、これを審査し、補助金を交付することが必要かつ適切であると認めたらときは、速やかにその交付額を決定し、母の会事業活動補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該母の会に通知するものとする。
(補助金の交付)	(補助金の交付)	(補助金の交付)
第6条 補助金を受けるべき母の会から、母の会事業活動補助金交付請求書（様式第4号）を提出させた後、交付するものとする。	第6条 補助金を受けるべき母の会から、母の会事業活動補助金交付請求書（様式第4号）を提出させた後、交付するものとする。	第6条 補助金を受けるべき母の会から、母の会事業活動補助金交付請求書兼口座振替依頼書（様式第4号）を提出させた後、交付するものとする。

(決定の取消)

第7条 据助金を受けた母の会が據助金を他の用途に使用したときは、據助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
(指示)

第8条 据助事業の執行について、必要があると認めたらときは、據助金の用途について必要な指示を行うことができるものとする。

(実績報告)

第9条 据助金を受けた母の会が、據助事業を終了したときは、その日から2か月以内に次の書類を提出するものとする。

- (1) 母の会事業活動補助金取支決算書（様式第5号）
- (2) 母の会事業活動実績報告書（様式第6号）

(據助金の経理)

第10条 据助金の交付を受けた母の会は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならぬ。

2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、據助事業完了の日の属する年度の翌年から5年とする。

(規則の適用)

第11条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
付 則（17足教青発第1498号 平成18年3月10日教育事務担当部長決定）

この要綱は、平成18年3月10日から施行する。
付 則（26足教青発第1672号 平成27年3月3日子ども家庭部長決定）

る。

(決定の取消し)

第7条 据助金を受けた母の会が據助金を他の用途に使用したときは、據助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(指示)

第8条 据助事業の執行について、必要があると認めたらときは、據助金の用途について必要な指示を行うことができるものとする。

(実績報告)

第9条 据助金を受けた母の会が、據助事業を終了したときは、その日から2か月以内に次の書類を提出するものとする。

- (1) 母の会事業活動補助金取支決算書（様式第5号）
- (2) 母の会事業活動実績報告書（様式第6号）

(據助金の経理)

第10条 据助金の交付を受けた母の会は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならぬ。

2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、據助事業完了の日の属する年度の翌年から5年とする。

(規則の適用)

第11条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
付 則（17足教青発第1498号 平成18年3月10日教育事務担当部長決定）

この要綱は、平成18年3月10日から施行する。
付 則（26足教青発第1672号 平成27年3月3日子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

足立区立小・中学校 P T A 連合会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区立小学校 P T A 連合会及び中学校 P T A 連合会（以下「連合会」という。）に対して行う補助金の交付について必要な事項を定め、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 連合会の運営管理費
- (2) 連合会の行う各種研修事業等
 - ア P T A ブロック研修会
 - イ その他

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げる基準により区長が算定した額とする。

- (1) 前条第1号に該当する連合会の運営管理費 予算額の 1／2 以内
- (2) 前条第2号アに該当する P T A ブロック研修会費
1 ブロック当たり 50,000 円を限度とする。
- (3) 前条第2号イに該当する連合会の行うその他各種研修事業等費
予算額の 1／2 以内

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金申請書 (様式第1号)
- (2) 歳入・歳出予算書 (様式第2号)
- (3) 事業計画書 (様式第3号)
- (4) 運営活動計画書 (様式第4号)
- (5) 規則・会則

(補助金交付の決定及び通知)

第5条 区長は、前条の申請書を受理したときは、関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、すみやかに交付決定通知書（様式第5号）により申請者あて通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第6号）を区長に提出するものとする。

(決定の取消)

第7条 補助金を受ける者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したときは、区長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(指示)

第8条 区長は、補助事業の執行について必要があると認めたときは、補助金の使途について必要な指示を行うことができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該年度の事業を全て完了した日から3か月以内に次の書類を添え、区長に報告しなければならない。

(1) 補助金実績報告書 (様式第7号)

(2) 補助金収支決算書 (様式第8号)

(3) 事業・運営活動報告書 (様式第9号)

(補助金の経理)

第10条 補助金の交付を受けた者は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならない。

2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日の属する年度の翌年から5年とする。

(規則の適用)

第11条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。

付 則（平成3年4月1日社会教育部長決定）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則（17足教青発第1480号 平成18年3月10日教育事業担当部長決定）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

足立区立小・中学校 P T A 連携事業活動に対する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中学校区を単位とする小・中学校 P T A が行う児童生徒の安全確保・非行化の防止、地域環境の整備等の活動のために助成に必要な事項を定め、各々の地域の実情に即した主体的な活動とその円滑な執行を支援することを目的とする。

(補助対象活動)

第2条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 教育関係者や関係諸機関との協議会及び連絡会等の開催に要する経費
- (2) 講習会、講演会及び関係施設の見学等の研修に要する経費
- (3) 地域パトロール及び一聲運動の実施に要する経費
- (4) 地域住民への広報及び情報提供に要する経費
- (5) 前各号の事業の実施に必要な物品購入に要する経費
- (6) その他、区長が必要かつ適当と認めるもの

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げる基準により区長が算定した額とする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する連絡会等の開催1回につき 10,000円以内
- (2) 前条第1項第2号に該当する講習会等の開催1回につき 30,000円以内
- (3) 前条第1項第3号に該当する実践活動の実施1回につき 10,000円以内
- (4) 前条第1項第4号に該当する広報活動（年間を通し） 20,000円以内
- (5) 前条第1項第5号に該当する物品の購入 20,000円以内
- (6) その他、必要かつ適当と認めた活動については、精査したうえで決定する。ただし、補助金の額は、一中学校区当たり 60,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、次に掲げる書類をもって区長に申請するものとする。

- (1) 小・中学校 P T A 連携事業活動補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 小・中学校 P T A 連携事業活動予算見積書（様式第2号）
- (3) 小・中学校 P T A 連携事業活動計画書（様式第3号）

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 区長は、前項の申請書を受理したときはこれを審査し、補助金を交付することが必要かつ適当であると認めるときはすみやかに交付額を決定し、小・中学校 P T A 連携事業活動補助金交付決定通知書（様式第4号）をもって申請者あて通知する。

(補助金の交付請求)

第6条 前条による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、小・中学校 P T A 連携事業活動補助金交付請求書（様式第5号）を区長に提出する。

(補助金の経理)

第7条 補助事業者は、收支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を隨時提出できるよう整備しておかなければならない。

2 帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日に属する年度の翌年から5年とする。
(決定の取消)

第8条 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことがある。

(決算報告及び実績報告)

第9条 補助事業者が、補助事業を完了したときは、終了後1か月以内に、次の書類をもつて区長に報告しなければならない。

(1) 小・中学校PTA連携事業活動収支決算書（様式第6号）

(2) 小・中学校PTA連携事業活動実績報告書（様式第7号）

付 則（平成14年5月1日教育委員会事務局次長決定）

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

足立区社会教育関係団体補助金関連資料

通番	補助金名	補助金交付先団体名	補助金交付先団体の活動内容・補助交付目的等		
1	足立区青少年対策事業活動補助金 足立区青少年対策地区委員会(区内25地区)	【活動内容】 足立区内には25の地区委員会が組織されており、青少年の健全育成の促進のため、地域の実情に即した活動を行っている。活動内容は、主に①環境浄化の側面と②健全育成の側面に分けられ、例えば①では、親子ふれあいクリーン作戦という活動で地域の環境浄化を図りながら親子の絆を深めるという活動がある。※1地区的活動内容(例)を別紙にて掲載	【補助交付目的・内容】 ●交付目的：上記のような青少年健全育成に係る活動を促進するために、区内青少年対策地区委員会に対して助成を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的としている。 ●補助内容：地区活動推進一般事業と地区活動推進体育振興事業、その他区長が必要と認める事業が対象。詳細は、別紙要綱及び別表事業計画書を参照。		
2	足立区青少年対策事業活動補助金 足立区青少年対策地区委員会(区内6ヶ所)	【根拠規定】 足立区青少年対策事業活動補助金交付要綱 ※平成27年3月12日付要綱一部改正。	【活動内容】 子どもたちが快適に使用できるような活動を行っている。 平成25年度は8箇所、平成26年度は7箇所、平成27年度は6箇所と減少している。 【補助交付目的・内容】 ●交付目的：民間土地所有者の承認に基づき、無償で子どもたちが遊び場として開設された遊び場に対する運営費を補助する。 ●補助内容：設備費、整備費など管理運営費	【根拠規定】 足立区民間遊び場設置事業補助金交付要綱	H24予算 H25予算 H26予算 H27予算 22,640千円 21,326千円 21,327千円 21,327千円 H24決算 H25決算 H26決算(見込) H27交付額(予定) 21,592千円 20,456千円 20,666千円 21,057千円

3	足立区少年団体事業補助金 足立区少年団体連合協議会	<p>【活動内容】 加入団体間の連絡・調整を図り、地域活動を積極的に支援するとともに、足立区の青少年施策の推進に積極的に関わっている。また、地域の青少年関係の組織や機関と連携して青少年健全育成活動に寄与している。 各部の目的を具現化するために、組織運営を強化するとともに、調査広報活動、育成者向けの研修活動、ジュニアリーダーの育成活動を積極的に進めている。 また、子どももしくは会員による調査活動の実施や、少連協の活動の周知徹底を目的として、広報誌及びホームページによる情報の発信も行っている。</p> <p>【補助交付目的・内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付目的：足立区少年団体連合協議会に対して助成を行い、当該団体のほか、各地区少年団体の円滑な事務事業運営と活性化を図り、少年団体の活動に対する事業が対象となる。 ● 補助内容：補助金の対象者は、少年団体が実施するもの、少年団体が対象となるもの、少年団体支援、子ども会育成者セミナー、広報などに關するもの、少年団体支援、子ども会育成者セミナー、広報など 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【根拠規定】</th><th>H24予算</th><th>H25予算</th><th>H26予算</th><th>H27予算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区少年団体事業補助金交付要綱</td><td>9,210千円</td><td>9,140千円</td><td>8,707千円</td><td>8,736千円</td></tr> <tr> <td></td><td>H24決算</td><td>H25決算</td><td>H26決算(見込)</td><td>H27交付額(予定)</td></tr> <tr> <td></td><td>9,210千円</td><td>8,989千円</td><td>8,707千円</td><td>8,736千円</td></tr> </tbody> </table>	【根拠規定】	H24予算	H25予算	H26予算	H27予算	足立区少年団体事業補助金交付要綱	9,210千円	9,140千円	8,707千円	8,736千円		H24決算	H25決算	H26決算(見込)	H27交付額(予定)		9,210千円	8,989千円	8,707千円	8,736千円	<p>【活動内容】 珠算などの計算を通して、児童生徒の集中力や基礎学力の向上を図るため、毎年秋頃に足立区民ふれあい計算フェスティバルを開催している。</p> <p>【補助交付目的・内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付目的：珠算などの計算を通して児童生徒の集中力や基礎学力の向上に寄与する。また、親子をはじめ、各世代の参加により、珠算文化の継承と学習の裾野を広げ、区民のふれ合い、絆を深めることを目的とする。 ● 補助内容：補助金交付対象となる事業は、足立区民ふれあい計算フェスティバル実施事業として足立区珠算教育振興会が行う大会であること。交付額は、75万円を上限とする。
【根拠規定】	H24予算	H25予算	H26予算	H27予算																				
足立区少年団体事業補助金交付要綱	9,210千円	9,140千円	8,707千円	8,736千円																				
	H24決算	H25決算	H26決算(見込)	H27交付額(予定)																				
	9,210千円	8,989千円	8,707千円	8,736千円																				
4	足立区民ふれあい計算 フェスティバル事業補助金 足立区珠算教育振興会	<p>【根拠規定】 足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付要綱</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【根拠規定】</th><th>H24予算</th><th>H25予算</th><th>H26予算</th><th>H27予算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付要綱</td><td>750千円</td><td>750千円</td><td>750千円</td><td>750千円</td></tr> <tr> <td></td><td>H24決算</td><td>H25決算</td><td>H26決算(見込)</td><td>H27交付額(予定)</td></tr> <tr> <td></td><td>750千円</td><td>750千円</td><td>750千円</td><td>750千円</td></tr> </tbody> </table>	【根拠規定】	H24予算	H25予算	H26予算	H27予算	足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付要綱	750千円	750千円	750千円	750千円		H24決算	H25決算	H26決算(見込)	H27交付額(予定)		750千円	750千円	750千円	750千円	
【根拠規定】	H24予算	H25予算	H26予算	H27予算																				
足立区民ふれあい計算フェスティバル事業補助金交付要綱	750千円	750千円	750千円	750千円																				
	H24決算	H25決算	H26決算(見込)	H27交付額(予定)																				
	750千円	750千円	750千円	750千円																				

足立区社会教育関係団体補助金闇連資料

5	<p>【活動内容】 足立区内4地区の母の会は、青少年の健全な育成を図るため、地域における非行防止及び社会環境の浄化活動を行っている。例えば定期的に環境美化・清掃活動を行ったり、防犯駆前クリーン作戦等の活動を行っている。</p> <p>【補助交付目的・内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付目的：足立区内4地区の母の会に対して助成を行い、地域における非行防止及び社会環境の浄化を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的としている。 ● 補助内容：青少年対策に関する事業に交付する。平成27年度より交付額は6万円とする。 足立区内の4箇所の警察署が事務局を行っている。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">【根拠規定】</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">H24予算</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">H25予算</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">H26予算</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">H27予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">母の会活動事業補助金交付要綱 ※平成27年4月1日付要綱一部改正。</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">280千円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">280千円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">280千円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">240千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">H24決算</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">H25決算</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">H26決算(見込)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">H27交付額(予定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">280千円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">280千円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">280千円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">240千円</td> </tr> </tbody> </table>	【根拠規定】	H24予算	H25予算	H26予算	H27予算	母の会活動事業補助金交付要綱 ※平成27年4月1日付要綱一部改正。	280千円	280千円	280千円	240千円		H24決算	H25決算	H26決算(見込)	H27交付額(予定)		280千円	280千円	280千円	240千円		
【根拠規定】	H24予算	H25予算	H26予算	H27予算																				
母の会活動事業補助金交付要綱 ※平成27年4月1日付要綱一部改正。	280千円	280千円	280千円	240千円																				
	H24決算	H25決算	H26決算(見込)	H27交付額(予定)																				
	280千円	280千円	280千円	240千円																				
6	<p>【活動内容】 足立区立小・中学校PTA連合会は、各種研修の実施やスポーツ大会、広報誌コンクールなどを開催し、児童生徒の健全育成促進のための活動を行っている。</p> <p>【補助交付目的・内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付目的：足立区立小学校PTA連合会及び中学校PTA連合会に対して助成を行い、児童生徒の健全育成に寄与することを目的としている。 ● 補助内容：補助金の対象事業は、連合会の運営管理費、連合会の行う各種研修事業等に交付する。 <p>足立区立小・中学校PTA連合会 足立区立小・中学校PTA連合会補助金交付要綱</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">【根拠規定】</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">H24予算</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">H25予算</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">H26予算</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">H27予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">足立区立小・中学校PTA連合会補助金交付要綱</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,076千円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,076千円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,903千円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,903千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">H24決算</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">H25決算</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">H26決算(見込)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">H27交付額(予定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,056千円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,056千円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,903千円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,903千円</td> </tr> </tbody> </table>	【根拠規定】	H24予算	H25予算	H26予算	H27予算	足立区立小・中学校PTA連合会補助金交付要綱	3,076千円	3,076千円	2,903千円	2,903千円		H24決算	H25決算	H26決算(見込)	H27交付額(予定)		3,056千円	3,056千円	2,903千円	2,903千円		
【根拠規定】	H24予算	H25予算	H26予算	H27予算																				
足立区立小・中学校PTA連合会補助金交付要綱	3,076千円	3,076千円	2,903千円	2,903千円																				
	H24決算	H25決算	H26決算(見込)	H27交付額(予定)																				
	3,056千円	3,056千円	2,903千円	2,903千円																				

		<p>【活動内容】 中学校区を単位とする小・中学校PTAが児童生徒の安全確保・非行化の防止、地域環境の整備等の活動のため、各々の地域の実情に即した活動を行っている。例えば、夏季の地域巡回パトロールや一声運動、講演会などを実施している。</p>																				
7	足立区立小・中学校PTA連携事業活動に対する補助金 足立区立小・中学校PTA	<p>【補助交付目的・内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付目的：足立区立小学校PTA連合会及び中学校PTA連合会の連携事業に対して助成を行い、児童生徒の健全育成に寄与することを目的としている。 ●補助内容：中学校区を一単位とした37ブロックのうち事業実施を行うブロックに対して補助金を交付する。補助金の上限金額は、6万円とする。地域パトロール経費、講演会、広報費、協議会・連絡会等の開催に要する経費に補助する。 <table border="1"> <tr> <td>【根拠規定】 足立区立小・中学校PTA連携事業活動に対する 補助金要綱</td> <td>H24予算</td> <td>H25予算</td> <td>H26予算</td> <td>H27予算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,860千円</td> <td>1,800千円</td> <td>1,500千円</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H24決算</td> <td>H25決算</td> <td>H26決算(見込)</td> <td>H27交付額(予定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,379千円</td> <td>1,153千円</td> <td>1,083千円</td> <td>1,500千円</td> </tr> </table>	【根拠規定】 足立区立小・中学校PTA連携事業活動に対する 補助金要綱	H24予算	H25予算	H26予算	H27予算		1,860千円	1,800千円	1,500千円	1,500千円		H24決算	H25決算	H26決算(見込)	H27交付額(予定)		1,379千円	1,153千円	1,083千円	1,500千円
【根拠規定】 足立区立小・中学校PTA連携事業活動に対する 補助金要綱	H24予算	H25予算	H26予算	H27予算																		
	1,860千円	1,800千円	1,500千円	1,500千円																		
	H24決算	H25決算	H26決算(見込)	H27交付額(予定)																		
	1,379千円	1,153千円	1,083千円	1,500千円																		

平成25～26年度 決算内容

NO.1

団体名	足立区青少年対策地区委員会(区内25地区)					
補助交付額	H25予算額	22,640千円	H26予算額	21,327千円	H27予算額	21,327千円
	H25決算額	21,592千円	H26決算額	20,456千円	H27交付額(予定)	21,057千円

1 平成25年度決算内容(1地区(例))

〈全体収支〉

区分		決算額
収入の部	前年度繰越金	153,744
	区補助金	678,000
	他団体からの事業分担金	208,400
	参加者負担金	393,500
	預金利子	98
	委員負担金	50,000
収入の部計		1,483,742
支出の部	補助対象事業費	1,279,900
	(うち区補助金)	678,000
	その他補助対象外事業費	61,206
	翌年度繰越金	142,636
	支出の部計	1,483,742

〈区補助金使途内訳〉

補助対象事業・経費	決算額		
	区補助金	その他収入	合計額
善行青少年顕彰式	37,384	0	37,384
地域清掃活動	60,945	0	60,945
バス研修	76,211	90,000	166,211
青少年健全育成講演会	50,000	0	50,000
運動会	100,000	0	100,000
バスハイク	158,337	511,900	670,237
運動会	184,000	0	184,000
地区対・住区小委員会	11,123	0	11,123
合計	678,000	601,900	1,279,900

2 平成26年度決算内容(1地区(例))

〈全体収支〉

区分		決算額
収入の部	前年度繰越金	142,636
	区補助金	676,000
	他団体からの事業分担金	164,359
	参加者負担金	404,500
	預金利子	106
	収入の部計	1,387,601
支出の部	補助対象事業費	1,244,859
	(うち区補助金)	676,000
	その他補助対象外事業費	0
	翌年度繰越金	142,742
	支出の部計	1,387,601

〈区補助金使途内訳〉

補助対象事業・経費	決算額		
	区補助金	その他収入	合計額
善行青少年顕彰式	36,438	0	36,438
地域清掃活動	70,070	0	70,070
バス研修	82,792	96,000	178,792
青少年健全育成講演会	50,000	0	50,000
地少協活動補助	100,000	0	100,000
水上バス遊覧	147,980	472,859	620,839
運動会	183,000	0	183,000
地区対・住区小委員会	5,720	0	5,720
合計	676,000	568,859	1,244,859

平成25～26年度 決算内容

NO.2

団体名	子ども広場管理委員会(区内6ヶ所)					
補助交付額	H25予算額	1,793千円	H26予算額	1,562千円	H27予算額	1,313千円
	H25決算額	1,519千円	H26決算額	1,312千円	H27交付額(予定)	1,121千円

1 平成25年度決算内容(1ヶ所(例))

〈全体収支〉

区分		決算額
収入の部	区補助金	192,358
	寄付金	30,000
	利息等	6,242
	収入の部計	228,600
支出の部	管理運営費	228,600
	(うち区補助金)	192,358
	支出の部計	228,600

〈管理運営費内訳〉

経費名	決算額
補修品	60,000
整地費	60,000
除草費	60,000
保険料	13,324
その他	35,276
合計	228,600

2 平成26年度決算内容(1ヶ所(例))

〈全体収支〉

区分		決算額
収入の部	区補助金	192,358
	寄付金	30,000
	利息等	6,252
	収入の部計	228,610
支出の部	管理運営費	228,610
	(うち区補助金)	192,358
	支出の部計	228,610

〈管理運営費内訳〉

経費名	決算額
補修品	60,000
整地費	60,000
除草費	60,000
保険料	13,325
その他	35,285
合計	228,610

平成25～26年度 決算内容

NO.3

団体名 足立区少年団体連合協議会

補助交付額	H25予算額	9,140千円	H26予算額	8,707千円	H27予算額	8,736千円
	H25決算額	8,989千円	H26決算額	8,707千円	H27交付額(予定)	8,736千円

1 平成25年度決算内容

〈全体収支〉

区分		決算額
収入の部	会費	217,130
	分担金	300,000
	補助金	8,989,508
	雑収入	184
	前年度繰越金	494,527
	収入の部計	10,001,349
支出の部	運営費・活動費	9,439,508
	翌年度繰越金	561,841
	支出の部計	10,001,349

〈運営費・活動費内訳〉

経費名	決算額
事務・通信費(総会資料作成、郵送料、事務消耗品)	127,151
会議費(総会、常任理事会経費)	1,400
助成金(地少協、スポーツ少年団体助成金)	7,768,000
総務部(日帰り研修)	63,593
事業研修部(ドッジビー大会、育成者セミナー)	49,804
育成部(ジュニアリーダー交流会)	5,540
調査広報部(少連協ニュース、ホームページ、リーフレット)	712,070
研修参加費(都子連、全子連研修会)	23,800
活動費(ソフトボール大会)	22,200
諸支出金(都子連会費、凧まつり、区観光交流協会年会費)	45,000
慶弔費(弔慰金、見舞金)	10,000
涉外費(関係団体祝金)	440,000
旅費(交通費)	170,950
合計	9,439,508

2 平成26年度決算内容

当該団体にて現在集計中。

平成25～26年度 決算内容

NO.4

団体名	足立区珠算教育振興会					
補助交付額	H25予算額	750千円	H26予算額	750千円	H27予算額	750千円
	H25決算額	750千円	H26決算額	750千円	H27交付額(予定)	750千円

1 平成25年度決算内容

〈全体収支〉

区分	決算額
収入の部	
区補助金	750,000
その他収入	757,196
収入の部計	1,507,196
支出の部	
運営費・活動費	1,507,196
支出の部計	1,507,196

〈運営費・活動費内訳〉

経費名	決算額
表彰費(トロフィー、参加賞、賞状作成)	970,434
印刷費(大会要領、申込書等印刷)	156,460
通信費(案内状送付料)	116,665
委員会費(会議費、当日準備、監査等)	185,000
諸雑費(当日昼食代、事務用品等)	78,637
合計	1,507,196

2 平成26年度決算内容

〈全体収支〉

区分	決算額
収入の部	
区補助金	750,000
その他収入	779,644
収入の部計	1,529,644
支出の部	
運営費・活動費	1,529,644
支出の部計	1,529,644

〈運営費・活動費内訳〉

経費名	決算額
表彰費(トロフィー、参加賞、賞状作成)	913,510
印刷費(大会要領、申込書等印刷)	232,080
通信費(案内状送付料)	114,757
委員会費(会議費、当日準備、監査等)	191,098
諸雑費(当日昼食代、事務用品等)	78,199
合計	1,529,644

平成25～26年度 決算内容

NO.5

団体名 母の会(区内4地区)

補助交付額 (1地区7万円)	H25予算額	280千円	H26予算額	280千円	H27予算額	240千円
	H25決算額	280千円	H26決算額	280千円	H27交付額(予定)	240千円

1 平成25年度決算内容(1地区(例))

〈全体収支〉

区分		決算額
収入の部	前年度繰越金	162,721
	会費	57,000
	賛助会費	110,000
	助成金	220,000
	区補助金	70,000
	利息	35
	収入の部計	619,756
支出の部	運営費・活動費	470,636
	翌年度繰越金	149,120
	支出の部計	619,756

〈運営費・活動費内訳〉

経費名	決算額
総会費	36,680
通信連絡費	31,340
消耗品費	20,136
東母連一般会費	60,000
本部活動費	80,200
支部活動費	87,260
環境净化活動費	85,000
慶弔費	67500
その他	2520
合計	470,636

2 平成26年度決算内容(1地区(例))

当該団体にて現在集計中。

平成25～26年度 決算内容

NO.6

団体名	足立区立小・中学校PTA連合会					
補助交付額	H25予算額	3,076千円	H26予算額	2,903千円	H27予算額	2,903千円
	H25決算額	3,056千円	H26決算額	2,903千円	H27交付額(予定)	2,903千円

1 平成25年度決算内容(小学校)

〈全体収支〉

区分	決算額
会費収入	1,857,310
前年度繰越金	293,616
区補助金 (運営助成 498,000円 研修会助成 890,000円 事務局人件費助成 516,000円)	1,904,000
中P連負担金	807,000
雑収入	523,665
収入の部計	5,385,591
支出の部	
運営費・活動費	4,934,939
翌年度繰越金	450,652
支出の部計	5,385,591

〈運営費・活動費内訳〉

経費名	決算額
運営費	
会議費(総会、会長会、役員会他会議費)	150,500
事務局運営費(電話代、事務諸経費)	118,341
事務局人件費(事務局事務手当)	2,064,000
分担金(都小P協分担金、足立区観光交流協会費)	621,700
渉外費(周年行事祝金等、慶弔費)	269,770
事業費	
研修費(プロック研修会、リーダー研修会)	1,150,000
大会参加費(都小Pハーボール大会等)	73,000
表彰費(退会会長・校長等記念品、感謝状)	139,050
広報誌コンクール経費	70,000
プロック対抗スポーツ大会経費	178,578
その他	
記念行事積立金	100,000
合計	4,934,939

平成25年度決算内容(中学校)

〈全体収支〉

区分	決算額
会費収入	1,128,960
前年度繰越金	621,157
区補助金 (運営助成 330,000円 研修会助成 480,000円 事務局人件費助成 342,000円)	1,152,000
雑収入	209,987
収入の部計	3,112,104
支出の部	
運営費・活動費	2,535,563
翌年度繰越金	576,541
支出の部計	3,112,104

〈運営費・活動費内訳〉

経費名	決算額
運営費	
会議費(総会、会長会等会議費)	116,075
事務費	87,262
事務局運営費(P連事務局運営費)	100,000
事務局人件費(事務手当)	707,000
分担金(都中P協、足立区観光交流協会費)	297,000
渉外費(周年行事祝金、慶弔費)	213,015
事業費	
研修費(プロック、常置委員会等研修会)	839,614
大会参加費(都中P主催事業等参加費)	13,000
表彰費(退職校長・退任会長記念品)	62,597
その他	
記念行事積立金	100,000
合計	2,535,563

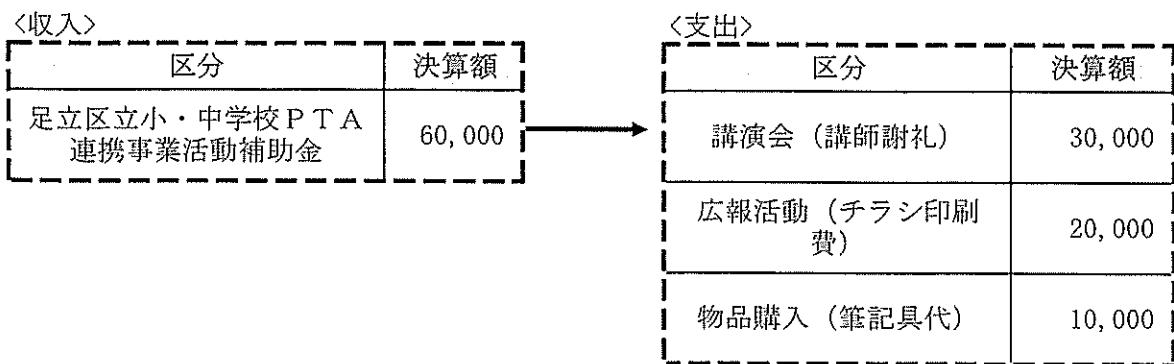
2 平成26年度決算内容(小・中学校)

当該団体にて現在集計中。

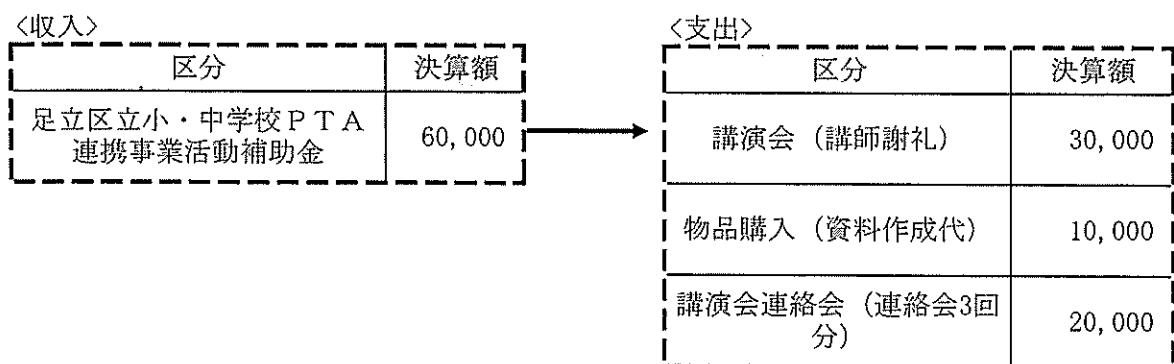
平成25～26年度 決算内容

NO.7						
団体名	足立区立小・中学校PTA					
補助交付額	H25予算額	1,800千円	H26予算額	1,500千円	H27予算額	1,500千円
H25決算額	1,153千円	H26決算額	1,083千円	H27交付額(予定)	1,500千円	

1 平成25年度決算内容(1ブロック(例))



2 平成26年度決算内容(1ブロック(例))



青少年対策地区委員会活動内容（例）

NO.	開催形態	事業名	事業内容	参加人員等		決算額
				区補助金	その他の収入	
1		健生「標語」の募集	地域の小中学生を対象として健生の標語を募集し、優秀作品者と共に作品を地域に掲示。	応募総数 905編	47,457	0 47,457
		善行青少年の推薦	地域社会でよい行いをした青少年に対し、その行いをほめたたえ、青少年として自ら性を發揮し良識ある社会人として成長するよう希望を与え、顕彰状を授与。	被推薦者 個人19名 団体17組	62,514	0 62,514
3	主催	音楽のタベ・健生標語授賞式・善行青少年顕彰式	小中学生による音楽を楽しむと共に学校間の交流及び子ども達と地域との交流を図る。また、健生標語の表彰と善行青少年の顕彰を行う。	出演校 7校 出演者 350名 出演語 16名 善行 個人16名 団体14組	-474,524	349,469 823,993
		地域環境浄化活動	生徒・PTA・教師等により、クリーン作戦（ゴミ拾い等）を展開。	約250名	50,000	0 50,000
5		子ども書道展	管内各町会・自治会及び学校を通じて小学生から書道作品を募集し、展覧会を開催。優秀な作品は入選として表彰。	出品数 535点 入賞数 192点	212,417	58,318 270,735
		歩け歩け大会	幼児から高齢者まで家族ぐるみで楽しめるウォーキング大会を実施。参加者による「ミニクリーン作戦」も実施。	約300名	133,684	14,259 147,943
7	共催	「開かれた学校づくり協議会」連絡会	教育長の基調講演のほか、管内小中学校7校の各学校、協議会活動等について発表し、意見交換を行った。	約60名	404	59,199 59,603
8	後援	地少協春季体育祭	青少年の健全育成を目的として実施される地少協体育祭に協力。	約900名	30,000	0 30,000



青少年対策地区委員会平成24～26年度事業実績数

区分	種目	主催事業			共催事業			後援・協賛事業等		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
スポーツ関連活動	ビーチボール・バレー	10	10	10	0	1	1	0	0	0
	ヨーカリー・ハヤシ・レクリエーション	9	8	6	0	2	3	0	0	0
	運動会・体育祭	3	1	2	7	11	9	0	0	0
	野球・球技大会・スポーツ大会・水泳大会・他	7	6	4	1	2	4	0	0	0
	キャンプ(宿泊)・こどもキャンプ等	2	2	2	0	0	0	0	0	1
	千寿七福神めぐり	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	その他(綱引き・ニュースポーツ・ダンゴ体操等)	3	2	2	1	1	1	0	0	0
	水上バス遊覧・他	0	0	0	1	1	1	0	0	0
計		35	30	26	10	18	19	0	0	1
環境美化活動	クリーン作戦	7	8	7	3	2	2	0	0	0
	地域環境浄化・地域清掃	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	街頭パトロール・街頭指導	3	3	3	0	0	0	0	0	0
	非行防止チラシの作成・講演会	1	1	3	0	0	0	0	0	0
	地域環境浄化阻害要因調査・改善要請等	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	交通安全対策調査	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	健全標語の募集・表彰	1	2	3	0	0	0	0	0	0
	青少年健全育成調査	1	1	1	0	0	0	0	0	0
計		16	18	20	3	2	2	0	0	0
文化活動	研修会・講習会・地域懇談会	23	23	14	5	9	7	0	0	0
	合同音楽会・音楽鑑賞会・音楽のタペ	5	5	4	2	2	1	2	0	3
	講演会・映画会・小中学生激励活動・他	7	4	7	1	2	2	0	0	0
	地区だより・機関紙の発行	4	4	4	0	0	0	0	0	0
	図画・工作・書道コンクール・作品展	5	4	4	1	1	1	0	0	0
	その他(盆踊り・劇団公演)	0	0	1	1	1	1	0	0	0
	私の主張発表会・あいさつ運動	2	1	2	0	0	0	0	0	0
	ヤコ敷出作戦・ア勃・秋田音詠コンクール	1	1	0	0	0	0	0	0	0
計		47	42	36	10	15	12	2	0	3
少年団体補助	地少協補助・少年団体補助	0	0	0	0	0	0	13	12	14
	スポーツグループ助成	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	ジュニアリーダー育成事業助成	0	0	0	0	0	2	2	1	1
	青少年団体補助	0	0	0	0	0	0	1	3	1
	大会参加補助	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	地域活動補助	0	0	0	0	0	0	2	1	1
	計	0	0	0	0	0	2	20	18	18
その他	善行青少年顕彰式	24	24	24	0	0	0	0	0	0
	中学生卒業慰労会・送る会・餅つき大会	3	3	1	0	2	1	0	0	0
	新年賀詞交換会・歓迎迎会・懇親会等	5	9	9	13	8	9	0	0	0
	各種団体支援	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	総会・理事会・委員会等機関運営	23	22	22	3	3	3	0	0	0
	足立育英資金支援募金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開かれた学校づくりへの協力	0	0	0	1	1	1	0	0	0
	総合型地域スポーツクラブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業反省会・実行委員会・他	4	7	9	0	0	1	0	0	0
	その他	0	0	1	0	0	1	0	0	0
	計	59	65	66	17	14	16	1	1	0
	総合計	157	155	148	40	49	51	23	19	22